令和２年３月２日

新設分割に係る事後開示書面

（会社法第 811 条第１項第１号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項）

名古屋市中村区本陣通４丁目１３番
ＭＴＧ第２ＨＩＫＡＲＩビル
株式会社　Ｍ　Ｔ　Ｇ
代表取締役社長　　松　下　剛

当社は、令和２年１月 23 日付で作成した分割計画書に基づき、令和２年３月２日を効力発生日として、株式会社 Kirala（以下「新会社」という）を新たに設立し、当社が営むウォーターサーバー事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本分割」という）を行いました。

本分割に関して、会社法第 811 条第１項第１号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

１　新設分割が効力を生じた日

令和２年３月２日

２　当社における法定手続の経過

（１）新設分割の差止請求

本分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第 805 条の２但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

（２）反対株主の株式買取請求手続

本分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

（３）新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第１項第２号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続きは実施しておりません。

（４）債権者保護手続

会社法第 810 条第２項及び第３項に基づき、令和２年１月 24 日付官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に

異議を述べた債権者はありませんでした。

3　本分割により新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、令和 2 年 3 月 2 日をもって、分割計画書に記載された当社のウォーターサーバー事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

4　その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以　上